

議第188号

訴えの提起（裁判上の和解を含む。）について

訴えの提起（裁判上の和解を含む。）を次のように行う。

令和7年11月25日提出

京都市長 松 井 孝 治

相 手 方	京都市伏見区横大路下三栖里ノ内10番地の11 有限会社伊藤重機建設
事 件 の 種 類	不当利得の返還及び損害賠償金の支払の請求
	相手方有限会社伊藤重機建設（以下「相手方伊藤重機」という。）は、複数の車両等を本市が施行する土地区画整理事業区域内の道路に長期間にわたり放置したことから、本市は道路法第44条の3第1項の規定に基づき、道路に放置された車両等を自ら除去し、除去費用を負担した。 また、令和7年9月に実施した車両等の除去後、当該車両等が放置されていた道路を点検したところ、当該道路の舗装が著しく損傷し、本来道路が有すべき安全性が損なわれ、供用することができない状態であったことから、本市において早急に舗装改修に係る工事を施行する必要性が生じた。 さらに、相手方伊藤重機は、車両等を放置することにより、法律上の原因なく、道路を占用し、道路占用料相当額の利益を得ている。 以上から、相手方伊藤重機は、本市に対し、 (1) 車両等の除去費用相当額 (2) 車両等により損傷した道路の舗装改修工事費用相当額

事 件 の 内 容	(3) 車両等の放置に係る道路占用料相当額の損害を与えた。当該損害は、相手方伊藤重機により生じたものであるが、その実態は、相手方伊藤重機の全ての業務を担う相手方伊藤重機の取締役である相手方 及び取締役であった相手方 の悪意又は重過失による任務懈怠により発生したものであることから、両名は、これらの損害を賠償する責任を負う。 そこで、相手方伊藤重機に対し、道路占用料相当額及び利息の支払を、相手方 に対し、上記損害に係る賠償金の支払を、相手方 に対し、当該賠償金のうち取締役の在任期間に係るものの支払を求める訴えの提起（裁判上の和解を含む。）を行おうとするものである。 なお、本件の訴えの係属中に金額が確定し、又は新たに生じた損害等については、その賠償等の請求を本件の訴えに追加することとする。 また、裁判上の和解は、相手方らが本市の請求額の全額の支払を約束する場合に、支払方法について譲歩するものに限り行うこととする。
------------------	---

提案理由

訴えの提起（裁判上の和解を含む。）を行う必要があるので提案する。